就労選択支援の実施について

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

趣旨

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものである。そのため、本人の希望や就労能力等に応じて、就労に必要な知識及び能力の向上に資する就労系障害福祉サービスや一般就労への移行といった就労選択に関する機会が適切に提供されるようにするもの。

目的

働く力と意欲のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方を考えることをサポート(考える機会の提供含む)するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供する。

施行日

令和7年10月1日

対象者

サービス種別	新たな利用者	現在の利用者
就労継続支援B型	原則利用※ （令和7年10月から）	希望に応じて利用
就労継続支援A型	原則利用 （令和9年4月から）	希望に応じて利用
就労移行支援	標準利用期間を越えて利用する場合、原則利用 （令和9年4月から）	希望に応じて利用

※就労継続支援B型の要件について（令和7年10月から）

旧　就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者
↓
新　就労選択支援事業者により、就労面に係る課題等の把握が行われている者

以下に該当する方は、希望に応じて利用可能
①50 歳に達している者
②障害基礎年金1級受給者
③就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
④復職支援型など通常の事業所に雇用されている者で利用が認められる者

支給決定

〇支給決定量

　日単位（〇〇日／月）で支給決定を行う。

　原則の日数は「月の日数　－8日」

〇支給決定期間

　原則1ヶ月

　一定の例外事由に該当する場合に限り、1ヶ月ではなく2ヶ月の支給決定を行う場合や、1ヶ月の当初決定後一度のみ１ヶ月の延長決定を行う場合がある。

〇障害児に対する支給決定

　15歳以上の障害児が就労選択支援を利用する場合は、みなし障害者として決定を行うこととなる。

〇特別支援学校等の生徒に対する支給決定

　就労選択支援については、特別支援学校高等部、高等学校、中等教育学校後期課程に在籍する生徒の利用も可能とされている。

支給決定

〇その他

　令和7年9月までに就労移行支援事業所等による就労アセスメントを受けた者、令和7年10月以降に地域に利用可能な就労選択支援が少ないといった事情により、やむを得ず就労移行支援事業所等により就労アセスメントを受けた者がＢ型の支給決定を希望する場合には、令和7年10月～令和8年9月及びその後当面の間に限り、当該アセスメントをもって支給決定することも可能とする取扱いを予定。

実施主体

１　過去3年以内に当該事業者の事業所において合計3人以上の利用者が新たに通常の事業所（一般就労）に雇用された以下の障害福祉サービス事業所

・就労移行支援事業所

・就労継続支援事業所

２　障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると名古屋市が認める事業者

・障害者就業・生活支援センター事業の受託法人

・自治体設置の就労支援センター

・障害者能力開発助成金による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関

　就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする。

定員・人員基準・設備基準

＜定員＞

10人以上

＜人員基準＞

・管理者（管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可）

・就労選択支援員（常勤換算で利用者数を15で除した数以上）

※　個別支援計画の作成、サービス管理責任者の配置は不要

＜設備基準＞

・**訓練室・作業室**

訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること

利用者1人あたり2㎡以上確保すること

就労移行支援、就労継続支援等と**兼用不可**

・**相談室**

室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること

・**多目的室その他運営上必要な設備**

利用者1人あたり2㎡以上確保すること

相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用可

利用者の支援に支障がない場合、就労移行支援、就労継続支援等と兼用可

・**洗面所**

利用者の特性に応じたもの

・**便所**

利用者の特性に応じたもの

報酬算定

【基本報酬】

○ 就労選択支援サービス費1,210単位／日

利用者が同席する多機関連携によるケース会議や企業訪問は算定対象とするが、関係機関との連絡調整等のみ行うなど、利用者の参加を伴わない場合は算定対象としない。（1日単位の支援内容を記録）

○ 特定事業所集中減算200単位／日

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間（1月1日から6月末日、7月1日から12月末日）実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型又は指定就労継続支援Ｂ型につながったそれぞれの提供総数のうち、移行した人数が最も多い法人（移行率最高法人）によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について減算する。

当該サービスに係る移行率最高法人につながった利用者数÷当該サービスにつながった利用者数＞0.8　の場合に適用する。

※その他詳細については、報酬告示（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）で確認しておいてください。

【他の日中活動系サービスと同日利用した場合】

○ 放課後等デイサービス、障害児入所施設

　就労選択支援と支援内容・報酬に重なりはなく、同一日の報酬算定が可能

○障害者の日中活動系サービス（生活介護、就労継続支援等）

　就労選択支援と支援内容に重なりがあるため、同一日の報酬算定は不可

　同一日に両方のサービスを利用した上で、どちらか一方のサービスのみ報酬請求を行い、その報酬を両事業所合議の上按分することは可能

基本プロセス

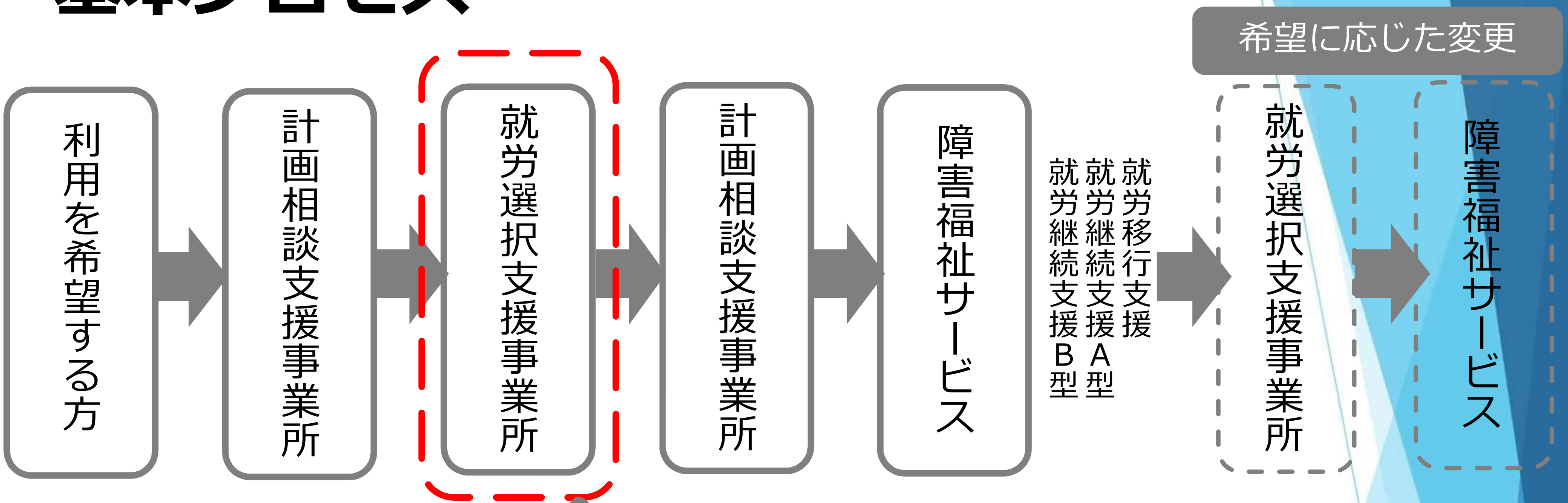

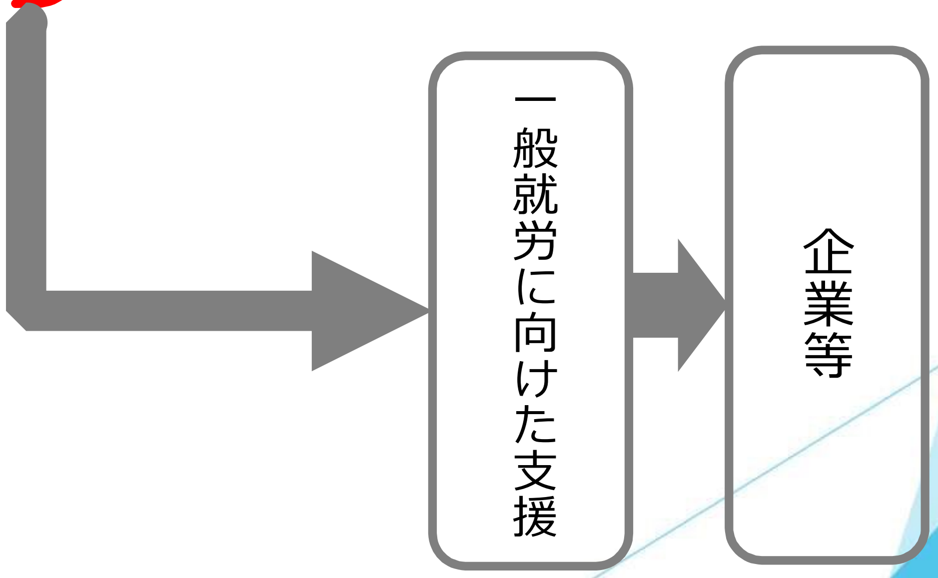

就労選択支援の支援内容
①アセスメント
②多機関連携によるケース会議
③アセスメントシートの作成
④事業者等との連絡調整
（随時）本人への情報提供等

サービスの流れ

1週目	2週目	3週目	4週目

- ①アセスメント
- ②多機関連携によるケース会議
- ③アセスメントシート（案）の作成　　アセスメントシートの作成
- ④事業者等との連絡調整

→ 障害福祉サービス利用
→ 一般就労に向けた支援

①短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価、就労に関する意向等を把握する、アセスメントを行う。

② 利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関によるケース会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等から意見聴取を行う。

③アセスメント情報の収集・取りまとめを行い、アセスメントシート（案）を作成する。
ケース会議での議論を踏まえたアセスメントシートを作成し、本人へフィードバックする。

④アセスメントシートをもとに事業所等へ連絡調整を行う。

協議会への参加等による地域の就労支援や雇用に関する情報収集、進路選択に関する利用者への情報提供は随時行う。

計画相談支援事業所と
就労選択支援事業所の連携

相談支援

【サービス利用支援費】

①アセスメント
②サービス等利用計画案
③サービス担当者会議
④サービス等利用計画

相談支援

【サービス提供時
モニタリング加算】

多機関による
ケース会議への参加
＋
サービス提供現場の訪問

相談支援

【サービス利用支援費】

①アセスメント
②サービス等利用計画案
③サービス担当者会議
④サービス等利用計画

相談支援

【継続サービス利用支援費】

①利用支援
②サービス等利用計画の変更

就労選択支援

①アセスメント
②**多機関連携によるケース会議**
③アセスメントシート作成
④事業者等との連絡調整

就労継続支援
就労移行支援

①アセスメント
②個別支援計画の原案
③個別支援会議
④個別支援計画
⑤モニタリング

評価及び整理の実施

アセスメント

　本人や家族との面談、具体的な作業場面の観察等を活用して、障害の種類及び程度、就労に関する意向及び経験、就労するために必要な配慮及び支援並びに適切な作業の環境等に関する事項や状況の整理（以下「アセスメント」という。）を行う。

　また、本人との協同を通じて本人の意思決定支援に努める。

　なお、作業場面等を活用した状況把握（アセスメント）に関する詳細や方法等については、厚生労働省通知欄に掲載している「就労選択支援実施マニュアル」を参考に行う。

　作業場面等を活用した状況把握（アセスメント）の中で、利用者に対する工賃が発生した場合は、利用者に支払って差し支えない。

　他のアセスメント実施機関（※）により既にアセスメントが実施されている場合は、就労選択支援事業所の効果的な支援や本人の負担軽減のため、当該アセスメントを活用もしくは参考として差し支えないが、不足する内容があれば、本人の過度な負担にならない範囲で追加的にアセスメントを行う。

　また、労無く報酬を得る目的で、利用申請の前後で他のアセスメント実施機関の利用を勧め、当該機関のアセスメント結果や設備を流用することはできない。

　アセスメントは、原則1年以内に実施されたものを活用することとするが、本人の置かれている環境に変化があった場合や、疾病や事故等による本人自身の能力や機能が大きく変化した場合、障害福祉サービスの利用を経て就労能力や就労に関する意向等が大きく変化した場合は、同様のアセスメントから1年経過していない場合でも改めてアセスメントを実施する。

（※）他のアセスメント実施機関
障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、就労系障害福祉サービス事業所、障害者職業能力開発訓練事業を行う機関、特別支援学校等を想定している。
本人が医療機関を利用している場合は、必要に応じて医療機関とも連携する。

なお、他機関に情報提供を依頼する場合は、本人の同意を得る。

多機関ケース会議

参加する機関は、福祉や労働、医療、教育等の多様な機関が想定されるが、全てのケースに一律に招集するのではなく、個々のケースに応じて必要な関係機関を柔軟に参集する。

ただし、利用者が指定特定相談支援事業を利用している場合は、指定特定相談支援事業者は、今後の障害福祉サービスの利用を含めて一貫した支援を行う観点から、原則として参加いただくようお願いする。

本人が一般就労を希望している場合は、就労移行支援事業に加え、障害者就業・生活支援センターや職業準備支援等を行う地域障害者職業センター、障害者職業能力開発校等が行う職業訓練や都道府県が実施主体となる障害者委託訓練の活用も視野に入れて支援する。

なお、他の関係機関が持つ個人情報を共有する際は、予め書面にて利用者の同意を得ておく。

アセスメント結果の作成と共有

　アセスメント結果を作成する際には、利用者本人と協同して、強みや特性、本人が望む方向に進む上での課題等を整理して、自己理解を促すとともに、その過程を通じて、**利用者本人が就労先・働き方を選択・決定することを支援する。**

　アセスメント結果においては、本人の課題等を踏まえ、今後必要と考えられる支援の在り方や想定される今後の就労先・働き方等を記載する。**就労選択支援事業者が本人の就労の可否や利用すべき就労系障害福祉サービス、利用する事業所等を判断・決定するものではない。**
　例えば、アセスメントシートに想定される事業所名を記載する場合などが考えられるが、今後の支給決定に向けた参考情報に過ぎず、就労選択支援事業者が利用サービス等のあっせんを行うものではない。
　作成したアセスメント結果は、利用者や相談支援事業所等に共有するとともに、支給決定権者において、実施した支援内容や本人の状況等を把握できるよう支給決定権者にも共有することが望ましい。

関係機関との連絡調整等の実施

〇アセスメント結果の関係機関への情報共有
　就労選択支援利用後に、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等の他の関係機関を利用することが想定される場合は、本人の同意を得た上で、アセスメント結果を関係機関と共有する。その際、問合せ可能な連絡先を併せて共有することが望ましい。

〇 地域の社会資源の情報収集等
　就労系障害福祉サービスの利用者が就労先や働き方を適切に選択できるよう支援するものであるから、利用者に対して、就労に必要な知識や能力の向上に資する事業所等を適切に情報提供できるよう、協議会への定期的な参加等により、日頃から地域の社会資源等に関する情報収集に努める。
　また、利用者の希望や能力、適性等に応じた事業所等を見極めて情報提供する。
　なお、協議会に参加するに当たっては、例えば、概ね1年に1回以上、協議会に参加し、事業の運営に係る状況を報告するとともに必要な要望、助言等を聞く機会を設ける等の取組が考えられる。

就労選択支援員

【就労選択支援員の要件】

就労選択支援員養成研修を修了した者

＜経過措置＞

令和９年度末までは以下の研修を修了した者も従事可

・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う
「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」

・就業支援基礎研修（就労支援員対応型）

・訪問型職場適応援助者養成研修

・サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）

・相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）

【就労選択支援員養成研修の受講要件】

基礎的研修（※）を修了していること
または「障害者の就労支援分野の勤務実績」が通算5年以上
あること。

※独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う
「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」

<経過措置>

令和9年度末までは、以下の研修を修了した者も 受講可

- 就業支援基礎研修（就労支援員対応型）
- 訪問型職場適応援助者養成研修
- サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）
- 相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）

事業所指定申請

【10月1日指定に向けたスケジュール】

指定申請受付	7月10日までに「指定相談等初回相談申込書」を提出
事前相談	申請受付後　①指定基準等に関する質問　②図面相談
申請書類のチェック	8月8日までに１回目のチェック開始（平均3～4回）
申請書類の受理	8月29日締切
審査・現地確認	現地確認は、9月20日前後に実施
事業所指定	9月末に名古屋市から指定通知書を送付
事業開始	10月1日事業開始

※11月1日以降の指定については、指定を受けようとする月の3か月前の10日までに「指定相談等初回相談申込書の提出」が必要

【具体的な手続き方法について】

「障害福祉サービス事業所等指定申請・指定基準の手引き（第15版）」を参照のこと。